

令和4年度 第1回上下水道事業審議会議事概要

開催日時

令和4年10月25日（火）午前10時

開催場所

笛吹市役所本館3階会議室

出席者

○上下水道事業審議会委員

深澤一義（連合区長会）、堀内常雄（連合区長会）、早川英樹（連合区長会）、廣野政明（連合区長会）、前田一貴（連合区長会）、廣瀬 勲（連合区長会）、山本 眞（連合区長会）、小川一郎（公共的団体等を代表する者）、三枝啓一（公共的団体等を代表する者）、若杉成剛（公共的団体等を代表する者）、河野 佳一郎（公共的団体等を代表する者）、竹内 稔（公共的団体等を代表する者）、堀内智恵子（公共的団体等を代表する者）、三井久美子（公共的団体等を代表する者）、内藤運富（学識経験を有する者）、片田興（学識経験を有する者）

○事務局

水谷和彦（公営企業部長）、佐藤直規（水道課長）、鈴木寿明（下水道課長）、河島武彦（業務課総務担当リーダー）、森下浩通（水道課工務担当リーダー）、北浦善樹（水道課維持担当リーダー）、赤松隆二（下水道課施設担当リーダー）、丸山幸一（下水道課管理担当リーダー）、市川利恵（企業会計課会計担当リーダー）、角田弘貴（企業会計課会計担当）

欠席者 なし

次第（進行：佐藤 水道課長）

1. 開会
2. 上下水道事業審議会について
3. 委嘱状交付
4. 市長あいさつ
5. 役員選出
6. 議題
 - (1) 上下水道事業の概要
 - (2) 下水道事業 について
 - (3) その他
7. 閉会

議事概要（開始午前 10 時）

1. 開会
水谷公営企業部長
2. 上下水道事業審議会について
事務局より説明
3. 委嘱状交付
山下市長から委嘱状交付
4. 市長あいさつ
山下市長
5. 役員選出
会長、副会長を選出
会長 前田一貴、副会長 堀内常雄
6. 議題（議長：前田会長）
 - (1) 上下水道事業の概要
 - (2) 下水道事業について
 - (3) その他
《事務局・担当より資料に基づき一括説明》

【質疑】

○委員

事務局の説明から、決算において、上下水道事業の費用にある、減価償却費があるということは、その金額分が現金として残り、利益が発生していることなのでしょうか？

○事務局

企業会計という方式で決算を計算しますと、資料にある通り、水道事業であれば約 4,200 万の純利益、公共下水道事業であれば約 1 億 6,500 万という純利益が発生しています。この計算過程では、減価償却費を費用として算定します。また、現金預金等の残高と純利益は別になります。

○委員

資料について、上水道と下水道の料金は、その使用する割合で料金が算出されているのでしょうか？

○事務局

料金の構成につきましては、その事業毎に必要な金額を必要な料金として算出しております、割合ではありません。

○委員

下水道事業の全体計画の面積は 3,299ha から 3,142 ha に減らしています。その減らしたことは、どのようなことでしょうか？また、上水道であろうと下水道であろうと、整備されている地域であれば、全て接続するということでしょうか？

○事務局

下水道全体計画の面積とは、市内・行政区毎を全て積み上げた面積ではございません。その全体計画以外の部分として、下水道の区域に入らずに浄化槽等で対応していただく地域、農業集落排水が稼働する芦川地区などがあります。

また、全体計画面積内にあり、下水道が供用開始された区域になりましたら、法律等に基づいて、下水道へ接続していただくことになります。上水道については、申し込み等によりまして、給水を開始することが出来ます。

○委員

下水道は、地域によって接続工事が難しいことがあると思います。そのことから、浄化槽に接続すること、また、公共下水道に入らないことも選ぶことができるのでしょうか？

○事務局

下水道の処理区域というものが法律で定められています。

これは、笛吹市の総面積の一部分である、3142.05ha を全体計画区域として、下水道を整備する、もしくは今後整備する区域としています。そのうち、下水道の認可区域であり、施設整備が完了したエリア(供用開始区域)につきましては、下水道に接続して頂くことになります。

○委員

その下水道に接続することとは、強制または法的にやらなければならないことでしょうか？また、何年以内に接続しなければならないということですか？

○事務局

条例では、供用開始から3年以内に下水道へ接続することとなります。ただし、下水道に接続することとは、宅内工事など費用が掛かることですので、下水道課では、接続のお願いなど、普及啓発活動を進めています。

ただし、新しく家を建てる場合には、建築基準法・建築確認申請の手続きにおいて、供用開始エリア内では、公共下水道の接続が義務付けられています。

○委員

災害用マンホールトイレ設置工事が実施されています。この工事とは、各町ごとに、下水道マンホールがあるところに設置を進めていくことで、計画しているのでしょうか？

○事務局

災害用マンホールトイレの設置状況は、市内石和町内に始めたばかりです、みんなの広場を含めまして、3箇所しかありません。

また、設置工事は順次準備を進めて行きますが、そのマンホールトイレを設置したとしても、そのマンホールトイレから流れた汚水管渠が、耐震基準に適合していなければ、流されたものが地中に広がってしまうということがございますので、まずはその汚水が流れている管渠が耐震化されているのかどうか、前提条件になります。また、避難所の中には、下水道の全体計画に入っていないところもありますので、

そのような避難所につきましては、マンホールトイレを設置することは出来ません。
このような状況から、設置箇所につきましては、順次準備を進めていく計画です。

○委員

災害が発生したときに、避難所にあるトイレは、数がある程度限られています。それでも、かなりの住民の方が避難に来ますので、ぜひ公的な避難所は、優先的にマンホールトイレ設置工事を行うなど、早く進めていただくことを希望しております。

○事務局

平成7年1月、阪神淡路大震災が発生した以降、下水道工事に対しても、地震に強いものを設置しなさいという計画で動き出しました。

旧御坂町ですと、下水道整備事業は平成2年度から始まりました、計画が次々に追加するものですから、平成2年から平成7年度までの5年間に整備した下水管については、震災以前の基準だったこともあり、巨大地震が発生してしまうと、管渠が浮きあがるなどの設計です。そのため、現在・地震が起きても耐えられるような耐震補強工事を進めています。また、マンホールトイレは、下水道管渠の耐震工事が終わった後に、設置することになります。

7. 閉会

堀内副会長